

住民と自治体職員の協力関係が深まれば、住民福祉の向上につながることを実感

(前号からのつづき)

第11回地方自治研究集会分科会 参加者レポート(2)

9月29日・30日の2日間、「憲法をいかに、安心して住み続けられる地域、日本」をスローガンに、埼玉県さいたま市で開催された「第11

分科会

障害者の生活と権利を守る制度を考える

健康福祉支部
堀野 英昭

私の参加した分科会では、障害者に関する日本と世界の政策と動きについて話し合いました。特に印象に残ったのは、自己責任論である「医学モデル」から、当事者を主体として、社会の責任で生活を保障していく「社会モデル」への移行が世界の流れであり、日本も「社会モデル」への移行を目指していく必要があると感じたことでした。

世界では、障害者が権利主体であり、社会の責任のもと、当たり前の生活を送れるよう保障をしていくという動きが広がっています。日本でも住民の取り組みで「社会モデル」に近い部分がありますが、共に取り組みを進めるとい

もに、今後の福祉施策を注視する必要があります。

今回の分科会に参加して、講師の話が興味深く、その講師の方ともつながりができたのが、貴重なことだと思っています。自治研集會に参加して、とても充実した時間を過ごすことができました。

分科会

原発被害の救済と再稼働中止、原発ゼロをめざす

府職労本部執行委員
田中 克義

分科会では、身の回りの小さなエネルギーの集約と活用という観点の欠如が「日本にはエネルギーがない

い」という意識を生んでおり、小さなエネルギーの集約とネットワーク形成を自治体と住民が主体的に実現していくことの必要性が話され、脱原発のたまたかいをより広げる上で、再生エネルギーへの転換の具体的な根拠も大切になってくると感じました。

また、全国紙などが福島県の報道をほとんどしなくなり、国や東電が賠償金の支払いなどで意図的に被災住民の中に分断を持ち込んでいたことが、被災地域の復興はあつたか、住民が避難し続けている現実、「フクシマ」の実態を訴え続け、被災地の救済・支援・補償を住民

分科会

「新しい公共」と住民自治のしくみ・コミュニティを考える

総務農林支部
浅野 雅史

台風接近のため、会議の冒頭に台風情報が報告されました。

大阪には今日中に帰れるのか心配される中での分科会開催となりました。まず、所沢市職員から東日本震災のボランティア活動に参加した経験、市職員として自治会・町内会活動の現状から「新しい公共」について問題提起があり、続いて石倉立命館大学教授が助言者として、「新しい公共」の何が新しいのか、日本でどういう背景で提起されたのか、また、「新しい公共」を住民自治の立場からどうとらえていくのかを3つの論文からレポートを報告されました。

午後からは、元公民館職員、地域人権運動団体代表、東京都区役所職員の「新しい公共」の取り組み報告のあと、フロアからの発言がありました。参加者には自治会長もおられ、「新しい公共」に対してどう住民として対応すればいいのか質問がありました。自治体は憲法に基づいたサービスを提供する必要がある、行政が公共サービスを「新しい公

分科会

住民の声が生きる自治体づくり

府職労本部書記長
前田 治敏

分科会に参加し、自治体労働者・住民・議員がそれぞれの役割をどのように発揮すればよいかを議論しました。住民団体の方の報

告では、市の防災計画について自分たちの街を實際に歩き、防災マップを作り、市に対して意見を届ける中で、計画に住民の視点を盛り込む姿勢が市の担当課の中に生まれきた経験が語られました。住民から政策に意見を出す中で、職員との協力関係が深まり、住民福祉の向上につながっていることが印象的でした。

大阪での橋下「維新の会」による住民・職員への攻撃の状況について発言すると、職員と住民の共同を分断し、「住民の声が生きる自治体づくり」とは逆行するものだという感想も多く出されました。私たち自治体労働者が、住民要求を業務に生かせる職場をつくること、そのために住民団体の方とも意見交流し、要求実現に向けて共同の取り組みを広げることが重要

分科会

地方自治入門講座

府職労書記
茂内 梨香子

自治体のあり方について、東日本震災の経験と市町村合併の問題点を交えながらお話がありました。その例として、1市6町が合併した宮城県石巻市は、震災時に本庁と連携が取れなくなった旧6町の役場は孤立し、限られた職員での緊急対応は困難を極めました。

今後の地方自治体に必要なのは、日頃から地域住民の人たちとつながりを持ち、地域住民の視座にたつた街づくりに取り組むこと

が、災害を防ぐ一番大事なことです。話されていたことが印象的でした。合併による自治体の広域化と職員の削減により、自治体と住民との距離が遠くなり、結果的に住民サービスの下下につながるのだと思います。近い将来起こると予想されている、南海トラフ大地震のことを考えると、他人事ではありませ

被災者支援や関電本店前の脱原発行動など、これからもいっしょを継続していきたい

50人以上の職員がいる職場では「衛生委員会」は必置事項です。設置目的は、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）などの重要事項について十分な調査審議を行うことです。労働災害防止対策は労使が一体となって行うことが必要で、そのため、委員の半数は労働組合からの選出です。これらは労働安全衛生法で定められています。委員会を月1回以上開催すること、委員会における議事の概要を労働者に周知すること、委員会における議事等重要なものに係る記録を作成し、こ

ローアンのススメ ③

労働安全衛生委員会 月1回以上の開催を求めよう



規則に示されています。10月から退庁時のカードスリットが始まりました。長時間過重労働、持ち帰り残業、不払い残業はないかの検証も必要です。また、職場が暗い、寒い、パワハラやセクハラは起きていないか、職員が健康を害していないかなど議題はたくさんあります。労働安全衛生委員会の月1回以上の開催で、元気で働きやすい職場をつくりましょう！

吉田 澄世



